

(仮 訳)

プレス・リリース

2010 年 7 月 26 日

中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ

中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループがバーゼル銀行監督委員会による自己資本及び流動性に関する規制改革パッケージについて広範な合意に到達

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ(以下「総裁・長官グループ」)は、2010 年 7 月 26 日、バーゼル委による自己資本及び流動性に関する規制改革パッケージを検討するため、会合を開催した。総裁・長官グループは、自己資本の質・量・国際的な一貫性を高め、流動性基準を強化し、過度なレバレッジとリスクテイクを抑制し、プロシクリシティ(景気循環増幅効果)を減少させることに深くコミットしている。総裁・長官グループは、自己資本及び流動性に関する規制改革パッケージに係る全体的な構成について、広範な合意に到達した。本合意には、特に、自己資本の定義、カウンターパーティ・リスクの取扱い、レバレッジ比率、グローバルな流動性基準が含まれている。バーゼル委は、規制上のバッファについて本年末までに最終決定する予定である。また、総裁・長官グループは、9 月の会合において、水準調整と段階的实施に関する措置について最終決定することを合意した。

総裁・長官グループの議長を務めるトリシェ ECB 総裁は、「本日の合意は、危機の主な教訓を踏まえたかたちで銀行セクターの強靱性を強化する上での画期的な成果である」と述べた。同総裁は、「総裁・長官グループは、これらの改革は厳格なものであり、銀行システムの長期に亘る安定を促進することを確実にした。我々は、銀行セクターが景気回復をサポートすることができるような移行措置を適用する予定である」と強調した。

バーゼル委の議長を務めるウェリンク・オランダ中央銀行総裁は、「強い銀行セクターは持続可能な経済成長の必要条件である」と付言した。また、同総裁は、本日の公表は、バーゼル委による規制改革の設計に関する透明性を一層向上させることにより、市場の不確実性を減少させ、景気回復を一段とサポートすると述べた。さらに、

同総裁は、「多くの銀行は、自己資本及び流動性基盤の強化に向け、すでに大きく前進している。段階的実施措置により、銀行セクターは、合理的な内部留保の蓄積と資本調達により新基準を満たすことが可能となろう」と強調した。

総裁・長官グループは、広範な合意に到達するに際して、2009年12月に公表されたバーゼル委の規制改革提案に対する市中協議において受領したコメントを勘案した。また、総裁・長官グループは、定量的影響度調査(Quantitative Impact Study (QIS))の結果や、移行期間における経済への影響度、及び長期の経済的な便益・費用の評価も考慮に入れている。バーゼル委は、経済への影響度評価について8月に公表する予定である。また、バーゼル委は、今後、本年中にQISの結果の概要とともに、自己資本及び流動性に関する改革について詳細を公表する予定である。

総裁・長官グループによる広範な合意内容の主要な点は以下の付属文書に要約されている。

バーゼル銀行監督委員会について

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する実務を世界的に促進し強化することに取り組んでいる。委員会のメンバーは、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。

中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは、バーゼル銀行監督委員会の上位機関であり、バーゼル銀行監督委員会のメンバー国の中央銀行総裁及び(非中央銀行の)監督当局長官から構成されている。バーゼル銀行監督委員会の事務局は、スイス・バーゼルの国際決済銀行に置かれている。

付属文書

主要な設計要素¹

I. 自己資本の定義

バーゼル委は、2009 年 12 月の市中協議文書に示された自己資本の定義に係る提案のほとんどを維持した。一方で、一部の控除については、特定のビジネス・モデル及び引当慣行に悪影響を及ぼし、また、極端なストレス時においても実現可能な価値についての証拠を適切に勘案していないおそれがあるとの結論に至った。以上を踏まえ、2009 年 12 月の提案に対する以下の修正について合意された。

少数株主持分

バーゼル委は、銀行である子会社のリスクに対応する少数株主持分の慎重な算入を認める。銀行である子会社の最低基準を超える超過資本は、少数株主持分の割合²に応じて控除される。

他の金融機関に対する出資

2009 年 12 月の規制改革パッケージは、連結対象外の金融機関への出資が一定の上限値を超える際に控除することを求めていた³。この上限値は引き続き適用される。また、12 月の市中協議文書は、グロスのロング・ポジションについて、ショート・ポジションがカウンターパーティ・リスクを伴わない場合に限り、ショート・ポジションとネットした額を控除できるとしていた。バーゼル委は、金融機関に対する出資のヘッジに関するこのカウンターパーティ・リスクに係る制限を撤廃するとともに、引受に関する例外措置を設けることに合意した。

各国の会計基準に国際会計基準と差異がある場合の国際会計基準に基づく取扱いの許容(ソフトウェア等)

¹ 1カ国はまだ懸念を有しており、水準調整及び段階的実施の取扱いについて9月に最終決定されるまで立場を留保した。

² 銀行子会社の少数株主持分は、親銀行又は兄弟会社が、特定目的会社(SPV)などの主体や取り決めを通じて、子会社の少数株主持分に直接的又は間接的に資金を拠出するような取り決めを結んでいる場合は、親銀行の普通株式から厳格に除かれる。したがって、上記の取扱いは、銀行子会社の全ての少数株主持分が当該子会社に対する真の第三者による普通株出資のみで構成される場合に厳しく限定される。

³ 2009 年 12 月の提案は、①金融機関に対する普通株出資が、当該金融機関の普通株の 10%を超える場合、当該出資は全額控除されなければならない、②ある銀行による他の金融機関に対する普通株出資の合計額が、当該銀行の普通株等の 10%を超える場合は、10%を超える金額が控除されなければならない、と述べている。

各国の会計基準の下で、より広範囲の資産(一定のソフトウェア資産等)が無形固定資産と分類される場合は、国際会計基準に基づき無形固定資産の水準を決めることを通じて公平な競争条件を確保する。

連結対象外の金融機関(銀行、保険会社及びその他の金融機関)の普通株式に対する重要な出資、モーゲージ・サービシング・ライツ及び会計と税務の一時差異に伴う繰延税金資産の取扱い

以下の各項目については、普通株等 Tier1 を計算する際、全額控除に代えて、銀行の普通株等 Tier1 の 10%を上限として一部算入を認める。

- ・ 連結対象外の金融機関(銀行、保険会社及びその他の金融機関)の普通株式に対する重要な出資。「重要な」とは、発行済み株式の 10%超を指す。
- ・ モーゲージ・サービシング・ライツ
- ・ 会計と税務の一時差異に伴い生じる繰延税金資産

銀行は、上記の3項目の合計額が(これらの項目を控除する前の、しかし、普通株等 Tier1 にその他の控除項目⁴を適用した後の)普通株等 Tier1 の 15%を超える額を控除しなければならない。この 15%の合計枠に含まれる項目については、完全な情報開示が求められる。

II. カウンターパーティ・リスク

バーゼル委は、信用評価調整(credit valuation adjustment(CVA))を計算するための債券相当アドオン方式(bond equivalent approach)を含むカウンターパーティ・リスクの取扱いに対して、以下の修正を行っている。

- ・ ヘッジ、リスク捕捉、実効マチュリティ及び二重計上の問題に対処するため債券相当アドオン方式を修正。
- ・ CVAに係る過大な水準調整に対処するため、2009 年 12 月の提案で示された乗数「5」を撤廃。
- ・ 金融機関向けのエクスポージャーに内在するより高いリスクを反映し、金融機関間の相互連関性(interconnectedness)に対処すべく、資産相関の 25%の引上

⁴ 普通株等 Tier1からのその他の控除項目とは、のれん及びその他の無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツを除く)、繰越欠損金から生じる繰延税金資産、自己株式、上記の上限に服さない他の金融機関への出資(株式の相互保有等)、期待損失に対する引当不足額、キャッシュ・フロー・ヘッジ準備金、自行の信用リスクに関する累積的変動及び年金資産を指す。

げを維持。ただし、当該対象金融機関の閾値を 250 億ドルから 1,000 億ドルに引き上げる。

- ・ 清算機関 (central counterparty (CCP)) に対する銀行の時価評価対象エクスポージャー及び担保につき、銀行の清算機関向けエクスポージャーが無リスクでないことを踏まえ、低水準のリスク・ウェイト、例えば 1～3% のリスク・ウェイトを課すべき。

債券相当アドオン方式に替わるより先進的な手法は、トレーディング勘定の抜本的見直しの一部として検討される。

Ⅲ. レバレッジ比率

A. レバレッジ比率の定義

目的は、リスクベースの指標を補完する信頼性ある指標として機能するよう水準調整された、簡素で透明なリスクベースでない指標を開発することである。

バーゼル委は、試行期間 (parallel run period) にテストを行う基礎として利用するため、以下のレバレッジ比率の構成及び水準調整に合意した。

- ・ オフバランスシート項目に関しては、均一の掛目 (CCF) を適用するが、無条件で取り消し可能なコミットメントには 10% の掛目を適用する (ただし 10% の掛目が過去の経験に基づき適度に保守的なものであることが確保されるよう、更に検証する)。
- ・ 全てのデリバティブ (クレジット・デリバティブを含む) に関しては、バーゼルⅡ上認められているネットティング及びカレント・エクスポージャー方式の標準的な掛目に基づく将来の潜在エクスポージャーの簡素な指標を適用する。これにより、全てのデリバティブは、一貫した方法により貸付債権相当額に変換されることが確保される。
- ・ レバレッジ比率は、四半期の平均値として算出される。

以上を勘案すると、当該手法は、オフバランスシート項目の取扱いを強化することとなる。また、純粋な会計上の数値と比較して、デリバティブの取扱いも強化される (これは IFRS と各国 GAAP 間の差異に対処する簡素な手法を提供する)。

水準調整に関しては、バーゼル委は、試行期間 (parallel run period) 中、3% の最低 Tier1 レバレッジ比率をテストすることを提案する。バーゼル委は、提案されている構成及び水準調整が信用サイクル全体にわたり、また、異なるビジネス・モデルにお

いて適切なものであるかどうか評価するため、移行期間(transition period)を活用する。当該評価には、水準調整におけるエクスポージャーの定義の拡大や相殺調整がレバレッジ比率の目的をより良く達成するかどうかについて考慮することを含む。

新しい Tier1 の定義に基づいてレバレッジ比率を定めることに強い同意があるが、バーゼル委はまた、総資本及び有形普通株資本(TCE)を利用した場合の影響度についても評価を行う。

B. レバレッジ比率への移行

バーゼル委は、移行期間(transition period)を以下の期間に区分することに合意した。

- ・ 監督上のモニタリング期間(supervisory monitoring period)を 2011 年 1 月 1 日に開始する。監督上のモニタリング・プロセスでは、合意された定義の構成要素及びその比率を一貫した方法により把握するためのテンプレートを開発することに焦点が当てられる。
- ・ 試行期間(parallel run period)を 2013 年 1 月 1 日から 2017 年 1 月 1 日までの間実施する。この期間中は、リスクベースの指標との相対的な動きも含めレバレッジ比率及びその構成要素が把握される。銀行レベルでのレバレッジ比率及びその構成要素の開示は、2015 年 1 月 1 日に開始する。バーゼル委は、レバレッジ比率の開示を緊密にモニターする。

試行期間(parallel run period)の結果を踏まえ、適切な検討と水準調整に基づき、2018 年 1 月 1 日から第 1 の柱の下での取扱いに移行することを視野に入れつつ、最終的な調整を 2017 年前半に行う。

IV. 規制バッファー、引当、最低所要自己資本のシクリカリティ(景気連動性)

規制バッファー

バーゼル委は、2010 年 9 月 10 日をコメント期限に、カウンターシクリカルな(景気連動抑制的な)資本バッファー提案を市中協議に付した。資本保全バッファーの具体案は、既に 2009 年 12 月の市中協議提案の一部として発表されており、変更されていない。両提案は、ともに本年末までに最終的に確定される予定である。

資本保全バッファーは、生じる可能性のある厳しいストレス下の金融経済環境の中でも、銀行部門の損失を吸収できなければならない。カウンターシクリカルな資本バッ

ファアは、過度な与信拡大、または、監督当局が自国の状況を踏まえ適切であると考え他の指標が過度であると認められる時期に、資本保全バッファの範囲を拡大することが想定されている。双方のバッファは、ストレス時に損失を吸収するために取り崩すことができる。

最低所要自己資本のシクリカリティの緩和

2009 年 12 月の提案には、最低所要自己資本の過度なシクリカリティに対処するための候補となる手法を含んでいた。バーゼル委は、QIS を通じて、こうした手法の影響度を評価するためにデータを収集した。その目的は、景気後退期における銀行のポートフォリオに係るデフォルト確率(PD)の推計値を用いて、良好な信用状況期における内部格付手法の PD の推計値の低下を調整することである。当該作業は、バーゼル委の資本水準モニタリング部会による、最低所要自己資本のシクリカリティに係る分析結果によってもたらされるだろう。これらの成果により、各銀行が使っている内部格付手法に応じ、銀行の自己資本バッファが十分であるかどうかを評価する際に監督当局が使うことができる一連の手段が得られることとなろう。

フォワード・ルッキングな引当

規制資本が非期待損失に焦点を当てる一方、バーゼル委は国際会計基準審議会(IASB)によって提案された引当に対する期待損失アプローチを実務的なものとするための具体的提案を策定してきた。バーゼル委は、提案されたアプローチを詳述したコメントレターを 2010 年 6 月 30 日に IASB に送付した。バーゼル委は、本件につき IASB と緊密に対話を行ってきた。

V. システム上重要な銀行、コンティンジェント・キャピタル、追加的な資本賦課

トレーディング勘定、証券化商品、カウンターパーティ・リスク及び他の金融機関に対するエクスポージャーに関する規制改革に加えて、総裁・長官グループは、システムミック・リスクへの対処の一助とするため、規制改革パッケージに以下の要素を加え、システムミック・リスクへの対処に役立てることに合意した。

- ・ バーゼル委は、以下の資本商品の転換なしには、銀行が民間市場にて資本調達を行うことが出来ない状況下において、規制当局の選択により、資本商品の元本の減額若しくは普通株への転換を可能にする契約条項を含めることを求める提言を策定した。7 月のバーゼル委員会合において、銀行が存続不可能な場合に資本商品の転換を求める「破綻時ベース(gone concern)」の提案を市中協議に付すことに合意した。

- ・ バーゼル委はまた、資本バッファの一部を満たすためにコンティンジェント・キャピタルを用いる論点についても検討を行った。2010 年 12 月のバーゼル委員会において、「継続価値ベース (going concern)」のコンティンジェント・キャピタルの取扱いに関する具体化された提案について、2010 年 9 月の進捗報告を踏まえ検討する。
- ・ 追加資本賦課を、システム上重要な金融機関に対処するための金融安定理事会 (FSB) によるイニシアティブの一部とするための一つの仕組みの候補として、「一定の裁量 (guided discretion)」手法を更に発展させる。コンティンジェント・キャピタルはまた、システム上重要な金融機関に対する追加資本賦課の要件を満たすための役割を果たしうる。

VI. グローバルな流動性基準

A. 流動性カバレッジ比率

総裁・長官グループは、保守的に見た銀行レベル、および現実的に厳格なシステム全体に亘るショックを満たすストレス・シナリオの水準調整を行ったバーゼル委の具体的な提案についても合意した。バーゼル委は、また、そうした資産がストレス期間中でも十分に流動的であるという全般的な条件を満たす適格流動資産の定義を修正した。その目的は、システム・レベルでの歪みを最小化する一方で、不健全な流動性プロファイルに不利益を与えることである。特に、総裁・長官グループは、バーゼル委が提出した12月の市中協議案に対する以下の修正を承認した。バーゼル委は、こうした変更の影響を再検討し、全体として厳格な流動性基準の実現を確保する。

- ・ リテール及び中小企業 (SME) 預金： 流出率の最低水準をそれぞれ (7.5% 及び 15% より) 5% (安定) 及び 10% (準安定) に引き下げ。これらの数字は最低水準であり、各国・地域は、必要に応じ、より高い流出率の追加的な区分を設けることが期待される。
- ・ オペレーション上の取引のある金融機関からの調達流出率： 25% の流出区分を導入し、カストディ、決済・清算業務およびキャッシュ・マネジメント業務の一部にも適用する。かかる業務については、最終ルールにおいて明確に定義され、資金毎に当該業務に該当し「オペレーショナル」であるか否かにつき特定の監督当局の承認が必要となる (すなわち、取引相手からの資金の全てが該当するわけではない)。オペレーション上必要である預金を預けている銀行については、こうした資金はストレス時に他の銀行に留まることが想定されていることから、これらの預金に対しては、0% の流入率を適用する。バーゼル委はまた、協同組織及び貯蓄金融機関のネットワークに対する取扱いを議論しており、2010 年 9 月の

バーゼル委員会において、具体的な提案を提示する予定である。

- ・ 国内の政府(ソブリン)・中銀・公共部門(PSEs)からの調達の流出率:

無担保調達に関しては、(国内か海外であるかを問わず)全ての政府・中銀・公共部門(PSEs)からの調達については金融機関からの流出率である 100%ではなく、非金融法人からの調達に関する流出率(例:75%の流出率)を適用する。

有担保調達については、適格流動資産に含まれないものが担保であっても 25%の流出率を用いる。
 - ・ 有担保調達: 適格流動資産が担保となっている調達のみロールオーバーを認める。
 - ・ コミットメントの未使用枠: リテールや中小企業(SME)向けクレジットライン未使用枠からの流出率を 10%から 5%へ引き下げる。政府・中銀・公共部門(PSEs)向け未使用枠に関しては非金融法人向けと同様にクレジットラインを 10%、流動性ラインについては 100%の流出率とする。
 - ・ 資金流入:「予定される」ネットの資金流入の比率を銀行の裁量に任せるのではなく、監督上の仮定を反映した調和のとれた取扱いを構築する。
 - ・ 適格流動資産の定義:流動性プールのすべての資産は、当該プールの一部として管理されるべきで、オペレーション上の要件に制約される。2009 年 12 月の提案では、資産は銀行の財務部門が利用可能で、処分にあたって制約を受けず、当該銀行グループ内の主体が自由に利用可能であるもの、とその概要を示している。バーゼル委は、本年末までに、これらのオペレーション上の要件を完成させる。
- 狭義の適格流動資産において、銀行が営業している国における当該通貨の必要性に見合う範囲で、当該国が発行する外貨建て政府債を、リスク・ウェイトが 0%以外であっても含めることを認める。
- ・ 以下の広義(レベル2)流動資産については、40%を上限に適格流動資産への算入を認める。
 - ー 信用リスクに対するバーゼルⅡの標準的手法において 20%のリスク・ウェイトに相当する政府および公共部門(PSEs)の資産、並びに高品質(例、AA-格以上)の非金融社債や当該銀行自身が発行しないカバードボンドを含める(いずれも 15%のヘアカットを適用)。
 - ー 適格性を判断するために、12 月の市中協議文書に記載されたとおり格付や

追加的な基準(bid-ask スプレッド、価格の変動性等)を活用する。

- ・ 十分な量の狭義(レベル1)流動資産を持たない国が基準を満たすための基準を策定し、2010 年 9 月のバーゼル委員会合で検討する。

B 安定調達比率(NSFR)

バーゼル委は、LCR を補完する長期の構造上の指標である NSFR の導入に引き続きコミットしている。しかしながら、2009 年 12 月の市中協議文書で設定された、当初の NSFR に関する掛目水準は修正する必要がある。主たる懸念は、指標の水準調整、特定のビジネス・モデル間、特にリテール対ホールセールの相対的インセンティブ問題である。以下の調整を検討中である。

- ・ リテール/SME 預金： 安定調達掛目(ASFF*)を引上げる。具体的には安定預金で 85%から 90%、準安定預金で 70%から 80%へ、各々引上げる。
*ASFF=Available Stable Funding factor
- ・ 住宅ローン等： バーゼルⅡの標準的手法による信用リスクでのリスク・ウェイトが 35%またはそれより高品質の(1 年超の)抵当権付住宅ローンやその他貸出に対する所要安定調達掛目(RSFF**)を当初の 100%から 65%へ引下げる。
**RSFF=Required Stable Funding factor
- ・ コミットメント： 所要安定調達掛目(RSFF)を 10%から 5%に引き下げること、オフバランスシート・コミットメントの事前調達が必要となる程度を低下させる。
- ・ 移行期間： ビジネス・モデルや調達構造に意図せざる影響が生じないことを確認するために、“観察期間”を設け、2018 年 1 月迄に最終化して修正版のNSFRを最低基準として導入する。

上記の潜在的な変更点に加え、バーゼル委では期間が1年以内のマッチング調達の認識をある程度の金額まで認めるか、それ以外に前述の市中協議文書に構造的な変更が加えられるべきか、を検討することとする。

バーゼル委は、NSFR に関する最終提案を本年末迄に発表し、それを上記の観察期間にテストを行うものとする。